

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

契約書別紙（兼重要事項説明書）

利用者に対して通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの提供開始にあたり、厚生労働省令の法令に基づき、当事業所が説明すべき重要事項は次の通りです。

1 事業者（法人）の概要

事業所名称	社会福祉法人 愛心会
所 在 地	徳島県小松島市中田町字新開58番地
代表者名	舛 田 勝 仁
電話番号	0885-32-2277

2 ご利用事業所の概要

事業所名称	ロイヤルケアセンター（介護予防）通所リハビリテーション
所 在 地	徳島県阿南市羽ノ浦町中庄池ノ上55-1
介護保険指定番号	3651381440

3 事業の目的

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションは、要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って通所リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図る目的とする。

4 運営の方針

当施設では、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づいて関係する市町村や事業者、地域の保健、医療、福祉サービスとの連携を図り利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

5 事業所が提供するサービスの内容

① リハビリテーション

- ・ 理学療法士による運動訓練（個別訓練）
- ・ 作業療法士による作業訓練（個別訓練）
- ・ マッサージ師によるマッサージ
- ・ 物療機器による物療療法
- ・ 運動器機能向上サービス（介護予防）

② 送迎

- 専用車両による利用者の送迎

③ 入浴

- 一般浴槽による入浴の介助
- 特殊浴槽（チェア浴、リフト浴）による入浴の介助

④ 食事

- 管理栄養士による献立作成
- 利用者の状態に合わせた食事
- 食事の介助
- 管理栄養士等が共同して栄養アセスメントを実施しその結果を説明し相談等に必要に応じて対応する

⑤ その他

- 趣味活動
- 集団体操
- レクリエーション
- お茶会
- 排泄介助
- 口腔介助

6 職員の配置状態

- | | |
|----------------|--------------------|
| ① 管理者 | 1名（常勤兼務） |
| ② 医師 | 2名（常勤兼務1名、非常勤兼務1名） |
| ③ 理学療法士又は作業療法士 | 4名（常勤兼務）以上 |
| ④ 介護職員 | 7名以上 |
| ⑤ 管理栄養士 | 1名（常勤兼務）以上 |

7 営業日時

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。

但し、日曜日については利用者の状況に応じて営業する場合がある。営業日においても天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により休業する場合もある。

- ② 営業時間

午前9時から午後5時までとする。

但し、延長時間は午後7時までとする。

- ③ 緊急時及び時間外連絡

休業日及び時間外において緊急時の相談等に対応できるよう、介護老人保健施設との協力体制を確保する。

8 通所リハビリテーションの利用定員

1 単位

80 名

9 サービス利用料

- ① 基本利用料（別紙にて記載）は、厚生労働省が告示で定める金額であり、これが改定された場合、これら基本利用料も自動的に改訂されます。介護保険負担割合証に記載される利用者負担の割合を基に、介護サービス費の費用徴収を行います。なお、その場合は事前に新しく基本利用料を書面でお知らせします。
- ② 介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくことになりますのでご留意下さい。

10 緊急時の対処方法

従業者は、通所リハビリテーションの実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるものとする。

- ① 前項に規定する手当てを行った場合は、速やかに管理者及び主治医に報告するものとする。

11 事故発生時の対処方法

- ① 通所リハビリテーションサービス、介護予防通所リハビリテーションサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村・家族等に連絡を行い、必要な措置を講じます。
- ② 通所リハビリテーションサービス、介護予防通所リハビリテーションサービスの提供により事故が発生し、利用者が損害を被った場合、不可抗力による場合を除き速やかに利用者に対して損害を賠償します。
- ③ 施設は万が一の事故発生に備えて損害賠償責任保険に加入しています。

12 苦情等の受付について

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口を受け付けます。

- ・担当者 東山 和紀 ・ 岸本 由香
- ・受付時間 随時 午前9時から午後5時まで
- ・電話番号 0884-24-8828

サービス提供に関する苦情やご相談は、下記の機関に申し立てることができます。

- ・市町村の窓口

阿南市役所 介護・ながいき課 Tel 0884-22-1793

小松島市役所 介護福祉課 Tel 0885-32-3507

勝浦町役場 福祉課 Tel 0885-42-1502

徳島県国民健康保険団体連合会 介護保険課

介護サービス苦情処理委員会 Tel 088-665-7205

1.3 サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- ① 利用者が、当施設の器具・物品を破損させた場合は、弁償して頂くことがございますのでご了承下さい。
- ② 当施設内外において、サービス利用中に発生した不測の事故（利用者ご本人の不注意により発生した事故）に関しては、検討協議の上で施設として責任を負い兼ねる場合もございますのでご了承下さい。
- ③ サービス利用中に発病した場合、医師の指示の元で行われる緊急の措置及び搬送場所（病院）等については、事前調査の際指示のあった搬送場所（病院）等に搬送させていただくものと致します。
- ④ サービス利用中に不要な金品等の持ち込んだ場合においては、紛失等の事故があったとしても、自己責任において対処して頂くと共に、当施設は一切の責任を負わない事と致します。
- ⑤ 当施設のサービスをご利用して頂く際には、諸規則を守り職員の指示に従って頂きます。又、当施設へのアルコール類の持ち込み及び施設内の飲酒、利用者間の貸し借り、物品の販売や宣伝、ほかの利用者への迷惑行為を行った場合は、ご利用を中止させて頂きます。

1.4 サービスの利用にあたっての個人情報留意事項

- ① 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーションの従業者は、業務上知り得た利用者本人又は、そのご家族の秘密を保持いたします。
- ② 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーションをご利用される方の身体状態・家族構成などの個人情報を「サービス担当者会議」にて通所リハビリスタッフ及びケアマネージャーの間で情報交換を行います。また、個人情報を使用した会議、及び個人情報交換利用の内容等の経過を記録するものとします。
- ③ 利用者がサービス提供中に体調急変、ケガ等で病院へ行った時、医師・看護師等への説明が必要とする場合は、利用者、ご家族の同意のもと個人情報を提供するものと致します。
- ④ 個人情報の利用については、必要最低限の範囲で使用する。個人情報の提供に当たっては、関係者以外の者に漏れることのないように細心の注意を払います。
- ⑤ 個人情報（サービス提供記録表等）についてご本人からの開示の依頼があった場合は、開示させて頂きます。

附則

平成 17 年 4 月	一部改定
平成 18 年 4 月	一部改定
平成 19 年 7 月	一部改定
平成 20 年 4 月	一部改定
平成 21 年 4 月	一部改定
平成 23 年 6 月	一部改定
平成 24 年 4 月	一部改定
平成 26 年 8 月	一部改定
平成 27 年 5 月	一部改定
平成 27 年 8 月	一部改定
平成 28 年 3 月	一部改定
平成 29 年 1 月	一部改定
平成 29 年 4 月	一部改定
平成 31 年 4 月	一部改定
令和 2 年 2 月	一部改定
令和 2 年 6 月	一部改定
令和 2 年 8 月	一部改定
令和 3 年 4 月	一部改定
令和 3 年 8 月	一部改定
令和 3 年 10 月	一部改定
令和 4 年 10 月	一部改定
令和 5 年 11 月	一部改定
令和 6 年 6 月	一部改定